

令和5年度

市税のしおり




水戸市



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

市税について

皆様にご負担いただく市税は、まちづくりを進めていく上でもっとも重要な財源であり、市民の皆様にご理解いただき、納めていただくことが必要です。

納めていただいた税金は、市民の皆様が笑顔にあふれ、安心して暮らせる都市の実現に向け、有効に使わせていただきます。

この「市税のしおり」は、税のしくみや使い道をわかりやすく紹介したものです。様々な機会にご利用いただき、市税につきましてのご理解とご協力をお願いします。

目次

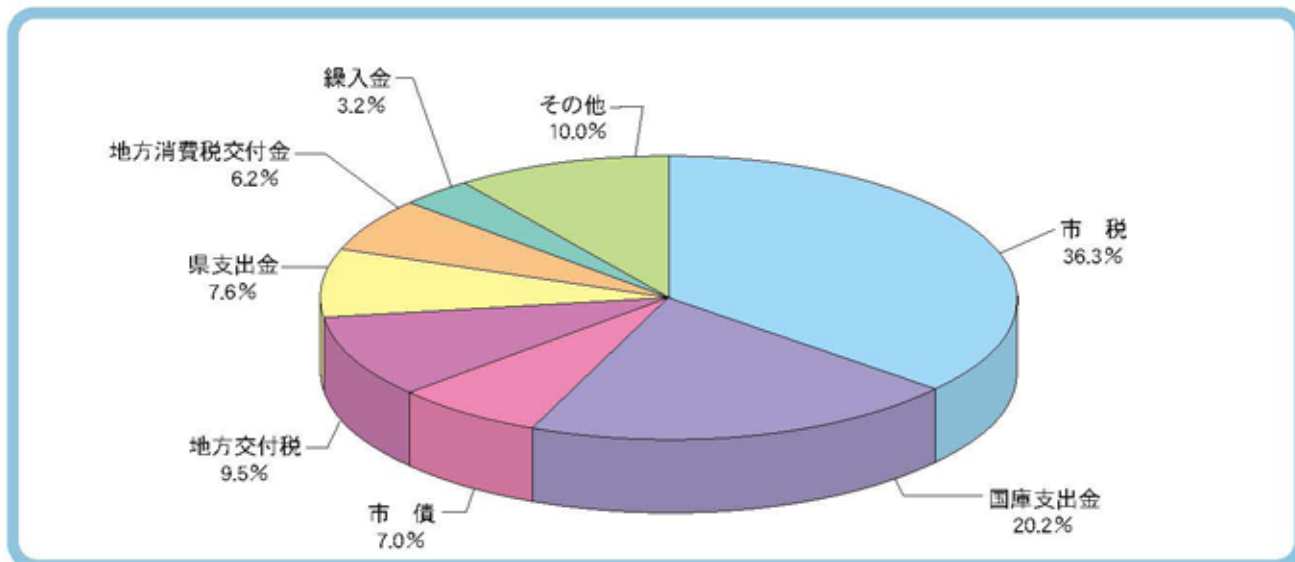
水戸市の市税	1
市税のあらまし	3
個人市民税	4
法人市民税	21
固定資産税	24
都市計画税	29
軽自動車税	31
市たばこ税	36
入湯税	37
市税等の納付	38
市税に関して不服のあるときは	42
税金に関する用語の解説	43
市税についてのお問い合わせ先	45

水戸市の市税

1 一般会計予算のあらまし

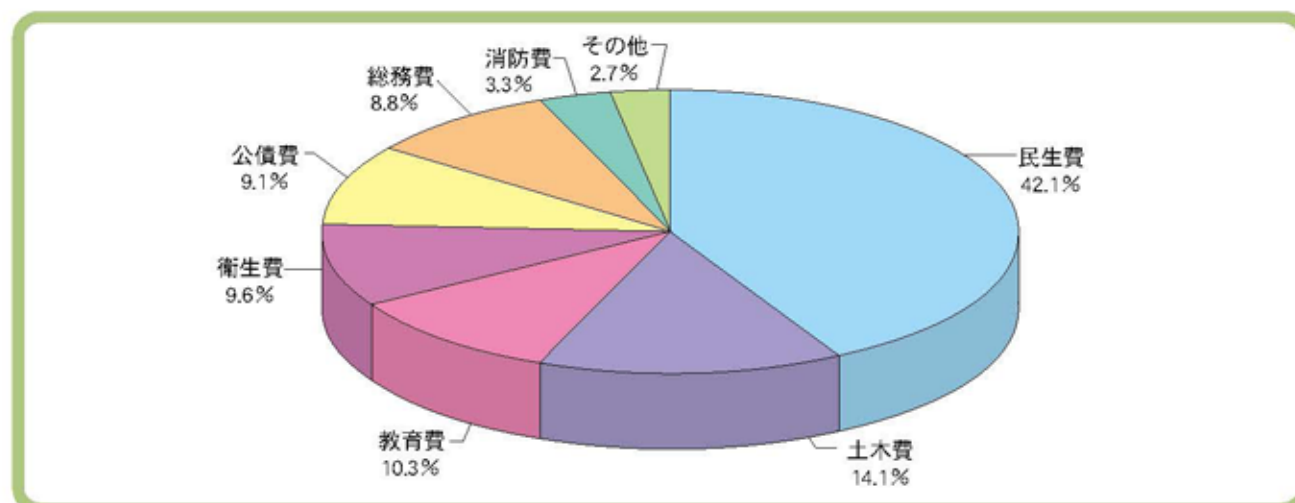
令和5年度予算のうち、皆さんの生活に最も関係の深い一般会計当初予算額は、1,174億7,000万円ですが、このうち市税による収入は、426億7,600万円です。全体の36.3%を占めています。

一般会計歳入合計 1,174億7,000万円



市税	426億7,600万円	市債	81億6,220万円
国庫支出金	237億2,142万円	地方消費税交付金	72億3,700万円
地方交付税	111億9,000万円	繰入金	37億4,067万円
県支出金	89億7,059万円	その他	117億7,212万円

一般会計歳出合計 1,174億7,000万円

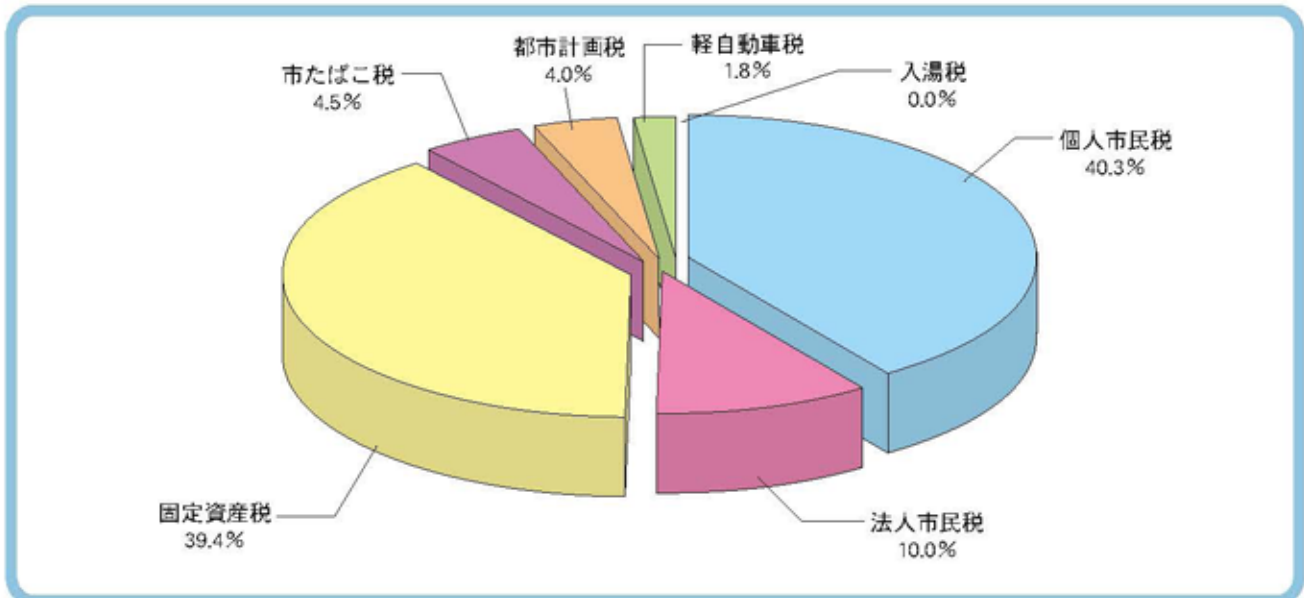


民生費	493億9,712万円	公債費	106億8,533万円
土木費	165億4,672万円	総務費	103億766万円
教育費	121億5,823万円	消防費	38億4,333万円
衛生費	112億7,097万円	その他	32億6,064万円

2 市税収入の内訳

市税の令和5年度当初予算額の内訳をみますと、市民税が個人と法人をあわせて214億4,087万円、固定資産税が168億1,180万円で、この2税で市税の90%を占め、市税収入の中心となっています。

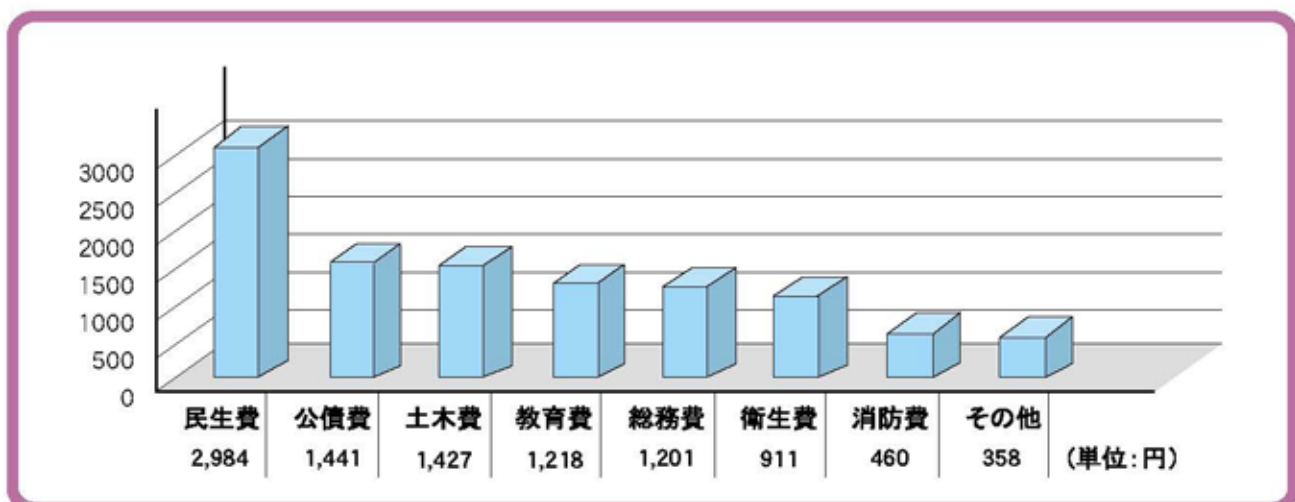
市税収入合計 426億7,600万円



市民税	214億4,087万円	(個人171億8,672万円 法人42億5,415万円)
固定資産税	168億1,181万円	軽自動車税 7億7,306万円
市たばこ税	19億4,070万円	入湯税 1,134万円
都市計画税	16億9,822万円	

3 市税の使いみち

皆さんに納めていただいている市税がどのように使われているか、市税の総額を1万円に換算して表すと、次のようになり、市民生活のあらゆる分野に活かされています。



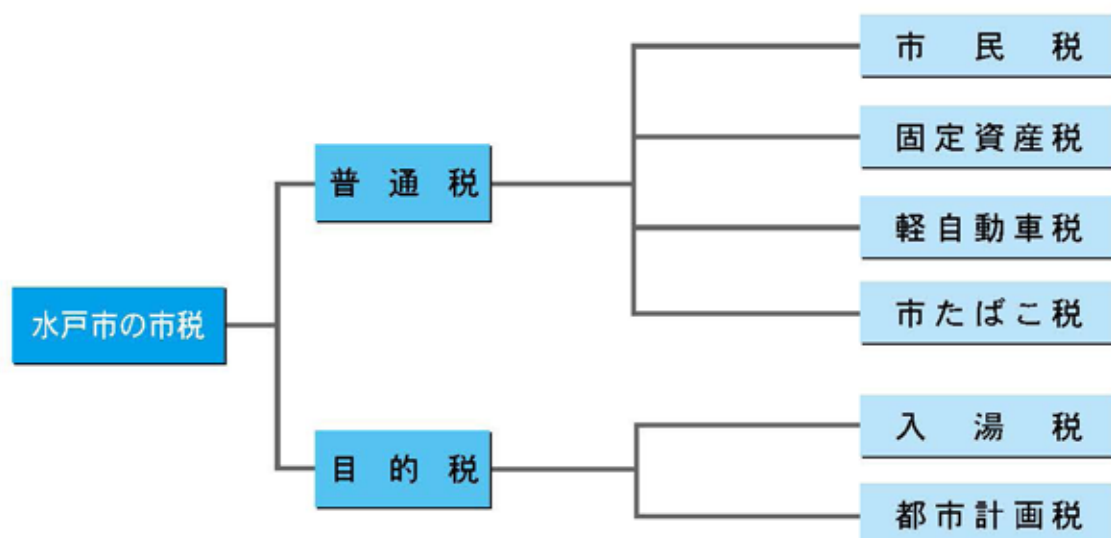
※ 令和5年度当初予算に占める一般財源の割合により配分

市税のあらし

市税の種類

税金は、納め先により、国税、県（道府）税、市（町村）税の3つに区分されます。このうち、市に納めていただくものが市税です。

水戸市に納めていただいている市税には、次のようなものがあります。

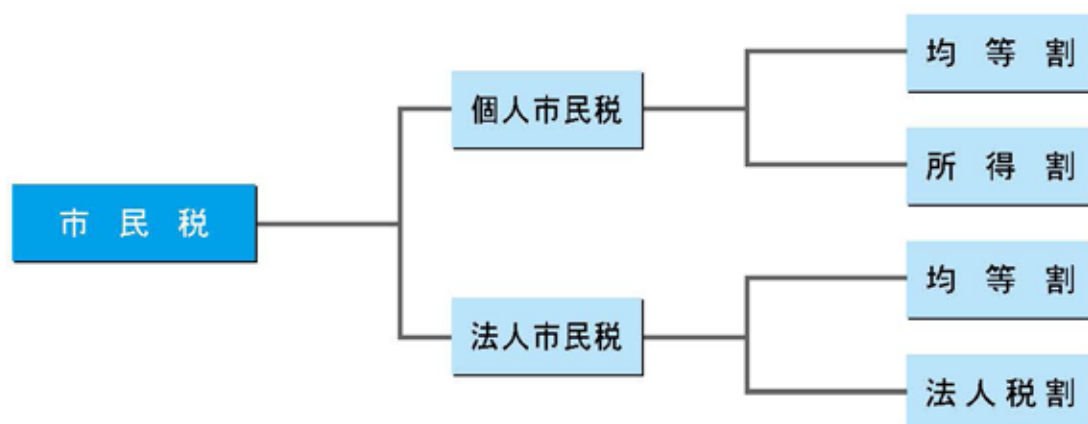


普通税は、使いみちが定められておらず、どのような事業の費用にも充てることができる税金です。

目的税は、税金の使いみちが法律等により特定されている税金です。

市民税

市民税には、個人にかかる個人市民税と、会社などの法人にかかる法人市民税の2種類があり、それぞれ、均等の税額によって納めていただく均等割と、所得に応じて納めていただく所得割（法人の場合は法人税割）からなります。



個人市民税は、その年の1月1日に居住する市町村で、前年の所得に対して課税される地方税で、多くの住民がそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金です。

内訳として、税金を負担する能力のある人が、所得の多少にかかわらず一定の均等額を負担する「均等割」と、前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」の2種類で構成されています。

「均等割」は、市が行う行政サービスについて、広く均等に市民の皆さんに負担をお願いするという性格があり、一定額の所得があれば原則として一律に課税されます。

その年の1月2日以後に死亡、又は水戸市外に転出した場合も、当該年度の市民税（県民税も含む）は水戸市で課税されることになります。

1 個人市民税を納める人

- (1) その年の1月1日に水戸市に住所がある人（均等割と所得割）
- (2) その年の1月1日に水戸市に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人（均等割）

2 個人市民税のかからない人（非課税）

(1) 均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人（給与の収入額では204万4千円未満）

(2) 均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

$$32万円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族の数}) + 18万9千円 + 10万円$$

（ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は42万円）

(3) 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35万円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族の数}) + 32万円 + 10万円$$

（ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は45万円）

※ 非課税の判定に用いる扶養親族の数には、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）を含みます。

※ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人を指します。

3 個人市民税の計算

個人市民税は、次の手順により算出されます。(個人県民税についても同様の計算を行います。)

所得金額の計算

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

課税標準額の計算

$$\text{課税標準額} \text{ (千円未満切捨)} = \text{所得金額} - \text{所得控除額}$$

所得割額の計算

$$\text{所得割額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

個人市民税額の計算

$$\text{個人市民税額} = \text{所得割額} \text{ (百円未満切捨)} + \text{均等割額}$$

(1) 所得金額

所得金額とは、課税年度の前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。数種類の所得がある場合は、それらを合計します。

〈所得の種類とその概要〉

所得の種類		所得金額	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額	
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－元本取得のために要した負債の利子	
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費	
事業所得	個人で営む商工業、サービス業、農業など事業から生じる所得	収入金額－必要経費	
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額	
退職所得	退職金、退職手当など	通常は現年分離課税(※1) (収入金額－退職所得控除額) × 1/2 (※2)	
山林所得	山林(立木)を売った場合に生じる所得	分離課税(※1) 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)	
譲渡所得	土地・建物、株式等を売った場合に生じる所得	土地建物	分離課税(※1) 収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額
		株式等	分離課税(※1) 収入金額－取得費・譲渡費用
		総合課税分	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額(最高50万円)(※3)
一時所得	生命保険等の満期返戻金(※4)及び解約返戻金、賞金、懸賞当選金、競輪・競馬等の払戻金など	{収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)}(※5)	
雑所得	国民・厚生年金等の公的年金等	収入金額－公的年金等控除額	
	上記のいずれにも該当しない所得	収入金額－必要経費	

※1 退職所得、山林所得及び土地・建物、株式等の譲渡所得については、他の所得と区分してそれぞれの計算方法により税額を算出する分離課税方式で求めます。

※2 勤続年数が5年以下の役員等については、計算方式が異なります。

※3 長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の2分の1が総合課税の対象になります。

※4 生命保険等の満期返戻金とは、生命保険や損害保険の掛金を自分で支払い、契約期間満了時に一時金として受け取る保険金を指します。

※5 一時所得の2分の1が総合課税の対象になります。

●給与所得の計算

〈給与所得の速算表〉

給与収入金額（円）	給与所得金額（円）
1 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000 ～ 3,599,999	$A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000 ～ 6,599,999	$A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000 ～ 8,499,999	収入 \times 0.9 - 1,100,000
8,500,000以上	収入 - 1,950,000

※ Aは、給与収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた金額です。

計算した給与所得金額の1円未満の端数は、切捨てになります。

●公的年金等の所得（雑所得）の計算

〈公的年金等に係る雑所得の速算表〉

公的年金等に係る雑所得(円) = (A) \times (B) - (C)

※ 計算結果が0円未満の場合は、0円となります。

〈65歳未満の方（昭和33年1月2日以降に生まれた方）〉

公的年金等の収入金額(円)(A)	割合(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(円)(C)		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0 ～ 1,299,999	1	600,000	500,000	400,000
1,300,000 ～ 4,099,999	0.75	275,000	175,000	75,000
4,100,000 ～ 7,699,999	0.85	685,000	585,000	485,000
7,700,000 ～ 9,999,999	0.95	1,455,000	1,355,000	1,255,000
10,000,000以上	1	1,955,000	1,855,000	1,755,000

〈65歳以上の方（昭和33年1月1日以前に生まれた方）〉

公的年金等の収入金額(円)(A)	割合(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(円)(C)		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0 ～ 3,299,999	1	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,000 ～ 4,099,999	0.75	275,000	175,000	75,000
4,100,000 ～ 7,699,999	0.85	685,000	585,000	485,000
7,700,000 ～ 9,999,999	0.95	1,455,000	1,355,000	1,255,000
10,000,000以上	1	1,955,000	1,855,000	1,755,000

●所得金額調整控除

次のア又はイに該当する場合に、給与所得から控除額を差し引くことができます。

ア 子ども・特別障害者等を有する者等の場合

要件	控除額
給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方 (ア) 本人が特別障害者に該当する (イ) 23歳未満の扶養親族を有する (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する	$(\text{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 0.1$

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

※ この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

イ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合

要件	控除額
給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方	$\text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円)} - 10\text{万円}$

※ 上記アの所得金額調整控除の適用がある場合は、適用後の給与所得の金額からイの所得金額調整控除を控除します。

●非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として他の所得と区分され、課税の対象にはなりません。

代表的な 非課税所得

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、通勤手当(通勤手当は最高月額15万円まで。ただし、自動車、自転車を利用する場合は非課税範囲が異なります。)
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付
- (5) 障害者等の少額預貯金及び少額公債(それぞれ元本350万円以下)の利子

(2) 課税標準額

課税標準額 (千円未満切捨) = 所得金額 - 所得控除額

課税標準額とは、所得金額から所得控除の合計額を差し引いたものです。

所得控除の種類と概要は次のとおりです。

〈所得控除一覧表〉

種類	要件	控除額																				
雑損控除	災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い額 ① (損失額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円																				
医療費控除	①本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ②本人や生計を一にする親族のためにスイッチOTC薬を購入した場合 ※②の適用を受ける場合、健康の維持増進・疾病予防に関する一定の取組を行っていないければなりません。	① (支払った医療費の総額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない額) (最高200万円) ② (スイッチOTC薬の総額－保険金等の補てん額)－1万2千円 (最高8万8千円) ※医療費控除の適用を受けられるのは上記①②のいずれか一方のみとなります。																				
社会保険料控除	本人や生計を一にする親族のために国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合 ※年金から天引されている社会保険料や、預金口座から振り替えられている社会保険料は本人のみの適用となります。	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																				
地震保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">①地震保険契約の場合</th> <th colspan="2">②長期損害保険契約 (※) の場合</th> </tr> <tr> <th>支払保険料の額</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料の額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50,000円</td> <td>支払保険料×1/2</td> <td>～5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		①地震保険契約の場合		②長期損害保険契約 (※) の場合		支払保険料の額	控除額	支払保険料の額	控除額	～50,000円	支払保険料×1/2	～5,000円	支払保険料の全額	50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2 + 2,500円			15,001円以上	10,000円
	①地震保険契約の場合		②長期損害保険契約 (※) の場合																			
支払保険料の額	控除額	支払保険料の額	控除額																			
～50,000円	支払保険料×1/2	～5,000円	支払保険料の全額																			
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2 + 2,500円																			
		15,001円以上	10,000円																			
※ 平成18年12月31日までに契約締結しており、契約期間が10年以上、かつ満期返戻金があるもの 地震保険契約と長期損害保険契約がある場合、それぞれ計算した金額の合計額 (最高25,000円)																						

生命保険料控除	平成24年1月1日以後に契約した保険契約等（新契約）			
	支払保険料（円）	控除額（円）		
	1～12,000	支払保険料の全額		
	12,001～32,000	支払保険料 × 1/2 + 6,000		
	32,001～56,000	支払保険料 × 1/4 + 14,000		
	56,001以上	28,000		
	平成23年12月31日以前に契約した保険契約等（旧契約）			
	支払保険料（円）	控除額（円）		
	1～15,000	支払保険料の全額		
	15,001～40,000	支払保険料 × 1/2 + 7,500		
40,001～70,000	支払保険料 × 1/4 + 17,500			
70,001以上	35,000			
<p>※ 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除を、新旧それぞれの契約区分に従い計算した控除額の合計が、生命保険料控除額になります。（最高70,000円）</p> <p>※ 一般生命保険料・個人年金保険料の計算については、新契約のみ、旧契約のみ、新旧両契約の合計3通りの方法から選択できます。ただし、新旧両契約を合計する場合の適用限度額はそれぞれ28,000円です。</p>				
寡婦控除 ひとり親控除	死別・離別等の区分及び所得の要件	扶養親族等の有無	控除額	
	寡婦控除 夫と死別した後婚姻していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方	扶養親族の有無を問わない	26万円	
	ひとり親控除 夫と離婚した後婚姻していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方	子以外の扶養親族がいる		
ひとり親控除 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身の方	生計を一にする子がいる	30万円		
※ 生計を一にする子とは、他の納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族ではない子で、前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の方です。				
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合	1人につき26万円（特別障害者は30万円） ※同居の特別障害者の場合は、23万円を加算（本人を除く）		
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下の大学・高等学校などの学生・生徒で、勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円		
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円以下の場合は、下の表に掲げる控除額で配偶者控除が受けられます。			
	配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	控除額			
控除対象配偶者（70歳未満）	33万円	22万円	11万円	対象外
老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円	

配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合、生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）の合計所得金額に応じ、最高33万円の配偶者特別控除が受けられます。控除額は下の表のとおりです。													
	配偶者の合計所得	本人の合計所得												
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超									
	控除額													
	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外									
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円											
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円										
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円										
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円										
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円										
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円											
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円											
133万超	対象外													
扶養控除	生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合	①一般の扶養親族 33万円 (16歳以上19歳未満, 23歳以上70歳未満) ②特定の扶養親族 45万円 (19歳以上23歳未満) ③老人の扶養親族 38万円 (70歳以上) ④同居老親等の扶養親族 45万円 ※④は、本人又は配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、本人又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人												
基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし		
合計所得金額	控除額													
2,400万円以下	43万円													
2,400万円超 2,450万円以下	29万円													
2,450万円超 2,500万円以下	15万円													
2,500万円超	適用なし													

(3) 所得割額

課税標準額に税率を乗じ、税額控除を差し引いたものが、所得割の税額です。市民税・県民税それぞれについて、所得割額を算出します。

$$\text{所得割額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

〈税率〉

	市民税	県民税
所得割	6%	4%

(4) 税額控除

① 調整控除

調整控除は、所得税から個人住民税（市民税・県民税）へ税源移譲に伴い生じる人的控除（基礎控除・扶養控除）の差額に基因する税負担の増加を調整するために設けられたもので、次により所得割額から控除します（合計所得金額が2,500万円以下の方が対象）。

ア 控除額の計算

(ア) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の5%（市民税3%、県民税2%）

- a 人的控除差額の合計額
- b 合計課税所得金額

(イ) 合計課税所得金額が200万円超の場合

人的控除差額の合計額－(合計課税所得金額－200万円)の5%(市民税3%, 県民税2%)。ただし、この額が2,500円未満のときは、2,500円。

※ 上記において合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計をいい、申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。

イ 人的控除差額

所得税と住民税(市民税・県民税)の人的控除額の差額をいい、次のとおりです。

<配偶者控除及び配偶者特別控除以外の人的控除差額一覧表>

所得控除の種類	人的控除差額	所得税	住民税
扶養控除(一般)	5万円	38万円	33万円
扶養控除(老人)	10万円	48万円	38万円
扶養控除(同居老親)	13万円	58万円	45万円
扶養控除(特定)	18万円	63万円	45万円
障害者(一般)控除	1万円	27万円	26万円
障害者(特別)控除	10万円	40万円	30万円
同居特別障害者加算	22万円	35万円	23万円
寡婦控除	1万円	27万円	26万円
ひとり親控除(母)	5万円	35万円	30万円
ひとり親控除(父)	(※1) 1万円	35万円	30万円
勤労学生控除	1万円	27万円	26万円
基礎控除	(※2) 5万円	48万円	43万円

※1 税制改正前(令和2年度まで)の寡夫控除の差額(所得税27万円、住民税26万円)を適用

※2 税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額を適用

<配偶者控除及び配偶者特別控除の人的控除差額一覧表>

所得控除の種類	人的控除差額	所得税	住民税	人的控除差額	所得税	住民税	人的控除差額	所得税	住民税
納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下			900万円超 950万円以下			950万円超 1,000万円以下		
配偶者控除(一般)	5万円	38万円	33万円	4万円	26万円	22万円	2万円	13万円	11万円
配偶者控除(老人)	10万円	48万円	38万円	6万円	32万円	26万円	3万円	16万円	13万円
配偶者特別控除(合計所得金額48万円超 50万円未満)	5万円	38万円	33万円	4万円	26万円	22万円	2万円	13万円	11万円
配偶者特別控除(合計所得金額50万円超 55万円未満)	3万円(※1)	38万円	33万円	2万円(※2)	26万円	22万円	1万円(※3)	13万円	11万円

※1 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(所得税36万円、住民税33万円)を適用

※2 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額(所得税24万円、住民税22万円)を適用

※3 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額(所得税12万円、住民税11万円)を適用

② 外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない部分があるときには、県民税、市民税の順序で一定の限度額を所得割額から控除します。

③ 配当控除

総所得金額の中に配当所得がある場合、次の額を所得割額から控除します。

$$\text{配当控除額(税額控除額)} = \text{配当所得の金額} \times \text{配当控除の控除率}$$

〈配当控除の控除率〉

配当の種類	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
	市民税の控除率	県民税の控除率	市民税の控除率	県民税の控除率	市民税の控除率	県民税の控除率
剰余金の配当，利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配 (一般外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

④ 寄附金税額控除

都道府県，市区町村や特定の団体等に寄附をした場合，次により算出した額を所得割額から控除します。

寄 附 先	控 除 額
都道府県 ・ 市区町村 (特例控除対象 ふるさと納税)	次のAとBの合計額 (ワンストップ特例該当者はA + B + C)
	A：基本控除額 (寄附金額 - 2,000円) × 10% (市民税 6%，県民税 4%)
	B：特例控除額 (寄附金額 - 2,000円) × (※割合 1) × (市民税 3/5，県民税 2/5)
	C：申告特例控除額 (Bで算出した額) × (※割合 2) × (市民税 3/5，県民税 2/5)
茨城県共同募金会 日本赤十字社茨城県支部 都道府県・市町村 (特例控除対象以外)	市民税：(寄附金額 - 2,000円) × 6% 県民税：(寄附金額 - 2,000円) × 4%
水戸市が条例で定めるもの	市民税のみ：(寄附金額 - 2,000円) × 6%
茨城県が条例で定めるもの	県民税のみ：(寄附金額 - 2,000円) × 4%

注1 上記の寄附金額は，次のうちいずれか少ない方の金額となります。

- ア 実際に寄附した金額の合計額
- イ 総所得金額等の合計額の30%

注2 Bは，市民税・県民税所得割額（調整控除適用後）の20%が限度となります。ただし，分離課税分の所得がある方は，Bの割合が異なる場合があります。

注3 Cは，ワンストップ特例該当者に適用される所得税の控除相当額となります。

〈割合表〉

課税総所得金額 - 人的控除差額調整額	※割合 1	※割合 2
～ 1,950,000円	84.895%	84.895分の 5.105
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.790%	79.79分の 10.21
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.580%	69.58分の 20.42
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517%	66.517分の 23.483
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307%	56.307分の 33.693
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.160%	
40,000,001円 ～	44.055%	

※ 上記の人的控除差額調整額は，11ページの人的控除差額になります。

〈ふるさと納税ワンストップ特例制度〉

平成27年4月1日以後、確定申告が不要な給与所得者などの方がふるさと納税を行った場合、確定申告を行わなくても、所得税の寄附金控除相当額を含めて、市民税・県民税からまとめて税額控除受けることができるようになりました。

なお、ワンストップ特例を受けるには、寄附先の都道府県または市区町村に申告特例申請をする必要がありますが、以下の条件に該当する方については、申告特例が無効となります。

ア 確定申告または市民税・県民税申告を行っている。

イ 確定申告をする必要がある。

ウ 寄附先自治体が5団体を超えている。

エ 申告特例申請書に記載された住所と賦課期日（1月1日）現在の住所が相違している。

⑤ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場法人から受け取る上場株式等の配当等や、証券会社等から受け取る上場株式等の譲渡益について、支払の際に配当割や株式等譲渡所得割を課された場合、申告書にこれらに関する必要事項を記載した場合には、その課された額を所得割額から控除します。

・配当割額又は株式等譲渡所得割額×各控除割合（市民税 3/5 県民税 2/5）

⑥ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成21年から令和4年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、次のA又はBのうち、いずれか少ない方の金額を所得割額から控除します。

A	所得税における住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
B (※)	①所得税の課税総所得金額等の5%（限度額 97,500円） ②所得税の課税総所得金額等の7%（限度額 136,500円）

（控除割合：市民税 3/5 県民税 2/5）

※ 住宅の取得等の際に適用された消費税率や居住開始年月日などの条件により、①又は②が適用されます。

(5) 市民税・県民税の計算

個人住民税（市民税・県民税） = 所得割額 + 均等割額

〈均等割額〉

市民税	県民税
3,500円	2,500円

市民税・県民税の均等割額のうち、それぞれ500円は、東日本大震災からの復興に関し、防災のための施策に必要な財源となります。

また、県民税の均等割額のうち、1,000円は森林湖沼環境税として、森林、湖沼、河川の自然環境を保全・整備するための施策に必要な財源となります。

4 市民税・県民税申告について

1月1日現在水戸市に住んでいる次のような方は、前年中の所得を3月15日（休日・祝日の場合はその翌日）までに申告していただくことになります。

ただし、所得が給与所得や公的年金所得のみで、それぞれ支払報告書が支払者から水戸市へ提出されている方は、申告する必要はありません。

また、所得税の確定申告書を提出する方もその必要はありませんが、上場株式等に係る配当所得などについて所得税と異なる課税方式を選択する場合は、特別徴収税額決定通知書又は納税（充当）通知書が最初を送達されるまでに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

〈申告が必要な方〉

- ・ 営業、農業、その他の事業を営んでいる方
- ・ 不動産、利子などの所得があった方
- ・ 給与所得者で、給与所得以外の所得があった方
- ・ 給与所得者で、事業所から給与支払報告書が水戸市に提出されていない方
- ・ 公的年金、原稿料、講演料、印税などの雑所得があった方。ただし、公的年金収入のみの方で、新たに所得控除を追加する必要がない方は申告の必要はありません。
- ・ 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金があった方
- ・ 上場株式等に係る配当所得などについて所得税と異なる課税方式を選択する方

5 課税の特例及び分離課税について

退職所得や土地、建物の譲渡所得などについては、他の所得と区分して、分離課税の方法により課税されます。

(1) 退職所得の課税の特例

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に退職金などの支払いを受けるときに、次の計算方法による所得割額が差し引かれます。

退職所得に係る税額 = (退職金 - 退職所得控除額) × 1 / 2 * × 税率 (市民税 6 % , 県民税 4 %)

※ 勤続年数が5年以下の役員等については、2分の1を乗じる措置は適用されません。

※ 勤続年数が5年以下の役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分の金額については、2分の1を乗じる措置は適用されません。

〈退職所得控除額〉

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※ 障害者になったことに直接起因して退職した場合、退職所得控除額が100万円加算されます。

※ 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年として計算します。

(2) 土地・建物の譲渡所得に係る課税

土地や建物を売った場合の所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

土地や建物の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものを長期譲渡所得、5年以下のものを短期譲渡所得といい、それぞれの算式により税額を計算します。

① 長期譲渡所得

長期譲渡所得税額 = (売却による収入 - 取得費・譲渡費用) × 税率(市民税3%, 県民税2%)

※ 優良住宅地の造成などのための譲渡及び居住用財産の譲渡の場合には、税率が異なります。

② 短期譲渡所得

短期譲渡所得税額 = (売却による収入 - 取得費・譲渡費用) × 税率(市民税5.4%, 県民税3.6%)

※ 国や地方公共団体等への譲渡の場合には、税率が異なります。

(3) 株式等の譲渡及び配当所得に係る課税

株式等を売却したことによる所得(株式等譲渡所得)についても、土地・建物の譲渡所得と同様に分離課税の方法で税額を計算します。

また、上場株式等の配当等の所得についても分離課税を選択することが可能です。

○ 上場株式等譲渡所得

上場株式等譲渡所得税額 =

(売却による収入金額 - 取得費・譲渡費用) × 税率(市民税3%, 県民税2%)

※ 一般株式等の譲渡所得の計算方法及び税率も同様です。

○ 上場株式等の配当等の所得(分離課税を選択した場合)

上場株式等の配当等に係る税額 =

(収入金額 - 元本取得のために要した負債の利子) × 税率(市民税3%, 県民税2%)

6 納税の方法 地方税法第319条第1項及び第2項

市民税・県民税の納税方法には、納付書や口座振替で納める普通徴収と、勤務先の給与から天引きして納める給与特別徴収、公的年金から天引きして納める年金特別徴収の3つの方法があります。

(1) 普通徴収

事業所得者などの市民税・県民税について、市が送付する納付書又は口座振替によって、税額を年4回に分けて納める方法です。(地方税法第320条、市税条例第17条)

納期限 6月、8月、10月、翌年1月の末日

※ 納期限が休日、祝日にあたる場合は、翌開庁日が納期限となります。

(2) 給与特別徴収

事業主(給与支払者)が、従業員(納税義務者)の市民税・県民税について、6月から翌年5月までの年12回に分けた税額を毎月の給与支払の際に従業員(納税義務者)の給与から天引きして、従業員(納税義務者)にかわって納める方法です。

地方税法及び市税条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主(給与支払者)は、アルバイト等を含むすべての従業員(納税義務者)から個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の3第1項、市税条例第45条第1項)

※ 納期限が休日、祝日にあたる場合は、翌開庁日が納期限となります。

※ 地方税法の改正により、平成22年4月1日から、65歳未満の公的年金に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る市民税・県民税額に、公的年金に係る市

民税・県民税額を加算して特別徴収できることになりました。(地方税法第321条の3第2項)

(3) 年金特別徴収

65歳以上の年金所得者の年金所得に係る市民税・県民税について、年税額を6回に分け、年金支払者が4月から翌年2月までの隔月の年金支払いの際に年金所得者(納税義務者)の公的年金から天引きして、納税義務者にかわって納める方法です。(地方税法第321条の7の2及び第321条の7の8、市税条例第53条第1項)

なお、年金特別徴収は、該当した初年度の方と2年目以降の方とで徴収方法が異なります。前年度に特別徴収が中止になった方は、今年度は特別徴収初年度の方と同じ徴収方法になります。

① 公的年金からの特別徴収が初年度の方又は前年度に特別徴収が中止になった方

納付方法	納付書又は口座振替で納付(計2回)		納付方法	公的年金からの天引き(計3回)		
	普通徴収			特別徴収(本徴収)		
納期	令和5年6月30日 (第1期)	令和5年8月31日 (第2期)	徴収月	令和5年10月	令和5年12月	令和6年2月
納付額	(公的年金に係る税額) × 1/4ずつを 納付書又は口座振替で納付		徴収額	(公的年金に係る税額) × 1/6ずつを 各支給月に天引き		

② 公的年金からの特別徴収が2年目以降の方(令和4年度から引き続き特別徴収の方)

納付方法	年金からの天引き(計6回)					
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
徴収月	令和5年4月	令和5年6月	令和5年8月	令和5年10月	令和5年12月	令和6年2月
徴収額	前年度の公的年金に係る税額 × 1/6 ずつを各支給月に天引き			(公的年金に係る税額 - 仮徴収額) × 1/3 ずつを各支給月に天引き		

(例) 公的年金所得に係る市民税・県民税が、令和4年度が24,000円で、令和5年度が21,000円の場合

◇令和4年度(特別徴収が始まる年度)

納入方法	納付書又は口座振替		公的年金から天引き		
納期・徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収額	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

◇令和5年度(2年目以降)

納入方法	公的年金から天引き					
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収額	4,000円	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円	3,000円

個人住民税（市民税・県民税）計算例

家族構成

本人 サラリーマン
 妻 専業主婦（収入なし）
 子（長女） 高校2年生（17歳）
 子（次女） 中学1年生（13歳）

本人の前年分の収支等

●収入
 給与収入 6,500,000円
 ●支出
 社会保険料 550,000円
 生命保険料 60,000円（※旧制度の一般分のみ）
 地震保険料 18,000円

〈市民税・県民税年税額の計算〉

収入金額 6,500,000円

所得金額 4,760,000円

給与所得控除
1,740,000円

← ●給与所得（6ページ参照）
 $6,500,000 \div 4 \times 3.2 - 440,000$

課税対象額
3,078,500円

所得控除
1,681,500円

千円未満切捨て

課税標準額
3,078,000円

●所得控除内訳（8～10ページ参照）

社会保険料控除	550,000円
生命保険料控除	$60,000円 \times 1/4 + 17,500 = 32,500円$
地震保険料控除	$18,000円 \times 1/2 = 9,000円$
配偶者控除	330,000円
一般扶養控除（長女）	330,000円
基礎控除	430,000円
計	1,681,500円

	市民税	県民税	合計
所得割	183,100円 $3,078,000円 \times 6\% - 1,500円$ <small>（課税総所得額）</small> <small>（調整控除）</small>	122,100円 $3,078,000円 \times 4\% - 1,000円$ <small>（課税総所得額）</small> <small>（調整控除）</small>	305,200円
均等割	3,500円	2,500円	6,000円

※ 所得割は百円未満切捨て



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

市民税・県民税 年税額
311,200円

ふるさと納税をした場合の寄附金税額控除計算例

前ページの本人が60,000円のふるさと納税を行った場合、市民税・県民税の寄附金税額控除は以下ようになります。

A：基本控除額

$$\begin{aligned} & (\text{寄附金額 } 60,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 6\% (\text{市民税控除分}) = 3,480\text{円} \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times 4\% (\text{県民税控除分}) = 2,320\text{円} \end{aligned}$$

B：特例控除額

特例控除額は寄附金額から2,000円を差し引いた額に特例控除を計算するための割合1(12ページ参照)を乗じた金額となります。

前ページから課税総所得金額が3,078,000円、人的控除が配偶者控除、一般扶養控除、基礎控除の3種類であるため、11ページの人的控除差額の表より「課税総所得金額 - 人的控除差調整額」は、3,078,000円 - (50,000円 + 50,000円 + 50,000円) = 2,928,000円となり、割合1は79.79%となります。

$$\begin{aligned} & (\text{寄附金額 } 60,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 79.79\% (\text{割合 } 1) \times \frac{3}{5} (\text{市民税控除分}) = 27,766.92\text{円} \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \frac{2}{5} (\text{県民税控除分}) = 18,511.28\text{円} \end{aligned}$$

C：申告特例控除額（ワンストップ特例を適用される場合）

申告特例控除額はBで算出した市民税・県民税の特例控除額合計に、12ページの割合表の割合2を乗じた金額となるため、計算は次のようになります。

$$\begin{aligned} & (\text{特例控除額 } 46,278.2\text{円}) \times 10.21/79.79 (\text{割合 } 2) \times \frac{3}{5} (\text{市民税控除分}) = 3,553.08\text{円} \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \frac{2}{5} (\text{県民税控除分}) = 2,368.72\text{円} \end{aligned}$$

以上の結果から、寄附金税額控除は下表のようになります。

	市民税	県民税
A: 基本控除額	3,480円	2,320円
B: 特例控除額	27,767円	18,512円
C: 申告特例控除額	3,554円	2,369円
合計	34,801円	23,201円

※ 税額控除の計算にあたっては、1円未満の端数は切り上げとなります。

個人市民税



パート収入…いくらから税金が？

Q 私の妻はパートで働いていますが、年収がいくらになると市民税・県民税がかかりますか。この場合、いくらまでなら私の配偶者控除の対象になるのでしょうか。

A 妻の給与収入が97万円以下ですと、給与所得控除（55万円）を差し引いた残額が市民税・県民税の非課税限度額（42万円）以下となりますので、市民税・県民税は課税されません。一方、所得税は、103万円までは給与所得控除後の残額が基礎控除（48万円）以下となりますので課税されません。

また、配偶者控除の対象となるのは、所得税の場合と同一の基準で、所得が48万円以下の場合となりますので、妻の給与収入が103万円まであれば配偶者控除を受けることができます。

なお、配偶者特別控除は、給与収入が201万6千円未満まで受けることができますが、その収入金額により控除額が段階的に減少します。

■配偶者のパート収入と税

パート収入	市・県民税 均等割	市・県民税 所得割	所得税	夫の税金 (所得控除)
97万円以下	かからない	かからない	かからない	配偶者控除が受けられる (夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合) (控除額) 市民税 9ページをご確認ください。 所得税 下の表のとおりです。
97万円を超え 100万円以下	かかる	かからない	かからない	
100万を超え 103万円以下	かかる	かかる	かからない	
103万円を超え 201万6千円未満	かかる	かかる	かかる	配偶者特別控除が受けられる (夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合) (控除額) 市民税 10ページをご確認ください。 所得税 下の表のとおりです。
201万6千円以上	かかる	かかる	かかる	控除なし

※ 配偶者の方に基礎控除以外の控除がない場合について掲載しています。

個人市民税



公的年金からの特別徴収について

Q 公的年金からの特別徴収とは、どのような制度ですか。

A 平成21年10月から、市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度が始まりました。

この制度の対象となるのは、「65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務のある方」です。

ただし、「介護保険料の特別徴収の対象とならない方」「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは特別徴収の対象とはなりません。

また、納税者の意思による選択制ではないため、本人の希望により他の徴収方法への変更はできません。

Q いつの年金支給分から特別徴収となりますか。

A 特別徴収の開始時期は、65歳になった年度の翌年度の10月受給分からとなります。

初年度の前半は公的年金に係る市民税・県民税の年税額の半分を2回に分けて6月と8月で普通徴収（納付書又は口座振替）により納付していただき、残りの半分以上を3回に分けて10月、12月、2月の年金から特別徴収させていただきます。

翌年度（2年目）以降は年6回の年金の受給分から特別徴収させていただきます。

また、年金所得以外の所得に係る市民税・県民税については、普通徴収または給与特別徴収により納めていただくことになります。

65歳未満の公的年金所得に係る税額の徴収方法について

Q 私は給与所得と公的年金所得がありますが、65歳に達していなければ、公的年金所得に係る税額は普通徴収となるのですか。

A 地方税法の改正により、平成22年4月1日から、65歳未満の年金所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得の税額に、公的年金の税額を加算して特別徴収できることになりました。

ただし、納税者の申告により、これまでどおり普通徴収（納付書又は口座振替による納付）を選択することもできます。

1 法人市民税を納める法人等

(1) 均等割と法人税割を納めなければならない法人

- ・市内に事務所・事業所がある法人

(2) 均等割だけを納めなければならない法人

- ・市内に事務所・事業所はないが、寮や保養所などがある法人
- ・市内に事務所・事業所や寮などがある法人でない社団や財団などで、収益事業を行わないもの

2 均等割

均等割の税率（年額）は、資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資本金等の額	税 率	
	市内の従業者数の合計	
	50人を超えるもの	50人以下のもの
50億円を超える法人	3,600,000円	492,000円
10億円を超え50億円以下の法人	2,100,000円	492,000円
1億円を超え10億円以下の法人	480,000円	192,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	180,000円	156,000円
1千万円以下の法人	144,000円	60,000円
※次の（ア）～（エ）の法人	60,000円	

（ア）法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、同法第296条第1項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの（法人税法別表2の独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

（イ）人格のない社団等

（ウ）一般社団法人及び一般財団法人

（エ）保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります。）

※ 資本金等の額と市内の従業者数の合計数は、事業年度の末日で判定します。

※ 市内に事業所等を有していた期間が12か月に満たない場合は、有していた月数により按分します。

$$\text{均等割額} = \text{税率} \times \text{事務所・事業所などを有していた月数} \div 12$$

※ 均等割の算出にあたっては、1か月未満の月数は切捨て（ただし1か月に満たない場合は1か月）となりますが、法人税割の算出にあたっては1か月未満の端数は切上げとなります。

3 法人税割

課税標準額は、国（税務署）に申告した法人税額を用いて計算し、複数の市町村に事業所等がある場合は、従業者数により按分します。

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額（課税標準額）} \div \text{全従業者数} \times \text{市内の従業者数} \times \text{税率（8.4\%）}$$

ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分の税率は14.7%、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度分の税率は12.1%です。

●税額控除

法人税から控除しきれなかった外国税額などを差し引きます。

4 申告と納税

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人が自ら税額を計算して申告し、その税額を納付します。（申告納付）（地方税法第321条の8第1項）

申告区分		納付税額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割(年税)の2分の1と、前事業年度の法人税割額の2分の1との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による中間申告	均等割(年税)の2分の1と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1年とみなし、仮決算により計算した法人税額を、課税標準額として計算した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額。ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

・事業年度が6か月以下の法人及び、前事業年度の法人税額を基礎とした法人税の中間納付額が10万円以下の法人については、中間申告をする必要がありません。

（上記の表の中間申告の納付税額は、事業年度を12か月として計算しています。）

・均等割のみの納税義務を負う地方税法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等は、毎年4月30日までに均等割額を申告納付しなければなりません。

法人市民税



法人の設立、開設の届出は？

Q 水戸市に会社を設立したり、支店・営業所等を開設したときは、何か手続きが必要ですか？

A 登記簿謄本（登記事項証明書）及び定款等の写しを添えて、2か月以内に「法人の設立等に関する申告書」を提出してください。

なお、その後、商号、所在地、資本金、支店・営業所等に変更のあったときは、そのつど「法人の設立等に関する申告書」を提出してください。

（申告に必要な書類）

異 動 事 項	登記簿謄本 (登記事項証明書)	定 款	適 用
設立・開設等	○	○	
商号変更・本店移転・代表者変更・資本金増減・解散・清算終了	○	×	
決算期の変更	×	○	議事録でも可
支店の追加設置・市内移転・閉鎖	×	×	

従業員の数え方は？

Q 法人市民税の申告をするにあたり、「従業者数」に含めるものを教えてください。

A 「従業者」とは、水戸市内の事務所等に勤務し、給与（給料、手当、賞与等）の支払を受ける者をいい、パート、臨時、日雇、役員手当の支給される役員等、派遣受入従業者、他の法人から給与の支払を受けている者等を含みます。

原則として事業年度末日現在で勤務する従業者数ですが、法人税割の場合は事業年度途中で事業所を新設、廃止した場合などは次のように計算します。

ア 事業年度の途中で新設された事務所等の従業者等

$$\frac{\text{事業年度末日現在の従業者数} \times \text{新設から事業年度末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

イ 事業年度の途中で廃止された事務所等の従業者数

$$\frac{\text{廃止の前月末日現在の従業者数} \times \text{廃止の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

1 課税の対象となる固定資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象になります。

2 固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税を納める人は、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

・固定資産の所有者とは

土地……登記簿に所有者として登記されている人、又は土地補充課税台帳に登録されている人
家屋……登記簿に所有者として登記されている人、又は家屋補充課税台帳に登録されている人
償却資産……償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ 土地、家屋が登記されていない場合や、所有者として登記されている人が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

3 税額の算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

- 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
（※詳細は(1)参照）
- 税額＝課税標準額×税率（100分の1.4）となります。（※ 詳細は(2)参照）
- 税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知します。（※ 詳細は(3)参照）
- ※ 課税標準額とは、税額の算出のもとになる金額です。

(1) 固定資産を評価し、その価格等を決定します。

固定資産を評価し、その価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

価格の据置措置

土地と家屋については、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第2年度及び第3年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。（令和3年度が、基準年度です。）ただし、第2年度又は第3年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋②土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。

償却資産の申告制度	償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の基礎となるため、通常4月1日から最初の納期限の日までの間、固定資産課税台帳をもとに作成される土地価格等縦覧帳簿（所在地番、地目、地積、価格を記載）、家屋価格等縦覧帳簿（所在地番、家屋番号、用途、構造、床面積、価格を記載）により、土地または家屋の納税者の方に市内の土地又は家屋の価格をご覧いただけます。
固定資産課税台帳の閲覧	固定資産を所有している方は、通常4月1日から自己の固定資産課税台帳の登録事項をご確認いただくことができます。また、借地・借家人の方についても、その権利の目的物である土地または家屋（借家人については、その敷地である土地も含む）の固定資産課税台帳をご覧いただくことができます。ただし、借地・借家人の方は賃貸借契約書、賃料の支払いが確認できる書類（直近のもの）が必要になります。

(2) 税額＝課税標準額×税率となります。

課税標準額	原則として固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
免税点	市内に所有するそれぞれの固定資産課税標準額の合計額が次の金額に満たないときは、固定資産税は課税されません。 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
税率	固定資産税の税率は100分の1.4です。

(3) 税額等を記載した納税通知書を納税者の方あてに通知します。

納税の方法	固定資産税は普通徴収によることとされているので、納税通知書によって納税者の方に税額が通知され、次の納期（年4回）に分けて納税することになります。また、納税通知書と共に土地、家屋については、所在、評価額等を記載した課税明細書を送付します。
納期限	4月、7月、9月の末日及び12月25日 (地方税法第362条第1項、市税条例第92条第1項)

4 土地に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

- 地目…地目は、田、畑、宅地、池沼、山林、原野及び雑種地等をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。
- 地積…地積は、原則として登記簿に登記されている地積によります。
- 価格…価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。宅地については地価公示価格、地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価価格を活用し、これらの価格の7割を目途に均衡化、適正化を図っています。

(2) 税負担の主な特例措置

○ 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅の敷地の用に供されている土地については、その面積の広さによって、下表のとおり小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

区 分	課税標準の特例	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡以下）	価格 × 1/6	価格 × 1/3
一般住宅用地（200㎡を超える部分）	価格 × 1/3	価格 × 2/3

【例】 300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）→200㎡分が小規模住宅用地、100㎡分一般住宅用地

この特例はその住宅を維持し、またその効用を果たすために使用されている一画地に適用されます。賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている場合や建築中の土地には適用されません。（建て替えは、継続される場合があります。）

○ 東日本大震災による被災住宅用地の特例

平成23年1月1日現在に住宅用地の特例を受けていた土地で、東日本大震災により居住の用に供する家屋が「半壊」以上の被害を受け、滅失又は損壊し、住宅再建までやむを得ない事情により期間を要し、住宅用地として使用できないと市長が認めた場合、平成24年度から令和8年度分まで、当該土地を住宅用地とみなして、引き続き住宅用地の適用を受けることができます。

○ 東日本大震災による代替土地に係る特例

東日本大震災により「半壊」以上の被害を受け、滅失、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）の所有者等が、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わる土地（代替土地）を取得した場合には、当該代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分を取得後3年度分について、住宅用地とみなし、固定資産税、都市計画税を軽減します。（原子力災害による居住困難区域内の土地を代替として新たに取得した場合も同様の軽減が受けられます。）

- ・小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡まで）固定資産税1/6、都市計画税1/3に軽減
- ・一般住宅用地 固定資産税1/3、都市計画税2/3に軽減

5 家屋に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基礎に評価します。

○ 家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格………評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費

経年減点補正率………建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したもの

(2) 税負担の主な特例措置

○ 新築住宅の固定資産税の減額

新築住宅のうち、下表の要件を満たす住宅は、新築の翌年度から一定期間、固定資産税が減額になります。認定長期優良住宅は、平成21年6月4日から令和6年3月31日までの間に、長期優良住宅の普及促進に関する法律に規定する認定を受けた住宅を新築した場合となります。

新築住宅の種類	新築（一般）住宅	認定長期優良住宅
減額適用期間	3階建以上の中高層耐火住宅	
	5年	7年
	一般の住宅（上記以外の住宅）	
	3年	5年
適用面積及び減額率	【120㎡以下】 1/2 【120㎡を超え280㎡以下】 120㎡相当分について1/2	
住宅の要件	居住部分の割合が1/2以上 居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家は40㎡）以上280㎡以下	

○ 住宅耐震改修に係る固定資産税の減額

昭和57年1月1日に存していた住宅で、現行の建築基準法に定める耐震基準に適合する耐震改修（工事費用が50万円以上）を令和6年3月31日までにを行った場合、工事完了後3ヶ月以内に申告することにより翌年度分の固定資産税が2分の1減額（120㎡までを限度）されます。

○ 高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額

新築から10年以上経過した住宅で、高齢者、障害者等が居住する床面積50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家を除く）について、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を令和6年3月31日までにを行った場合、工事完了後3ヶ月以内に申告することにより翌年度分の固定資産税が3分の1減額（100㎡までを限度）されます。

○ 省エネ改修既存住宅に係る固定資産税の減額

平成26年4月1日に存していた住宅で、令和6年3月31日までに改修工事を行った床面積50㎡以上280㎡以下の住宅（賃貸を除く）について、窓等の断熱改修工事が60万円超となる場合、又は窓等の断熱改修工事が50万円超であって、太陽光発電装置等の設置工事と合わせて60万円超となる場合（いずれも補助金を除く自己負担額）には、工事完了後3ヶ月以内に申告することにより翌年度分の固定資産税が3分の1減額（120㎡までを限度）されます。

○ 東日本大震災による被災代替家屋に係る固定資産税の減額

東日本大震災により「半壊」以上の認定を受けた家屋（被災家屋）の所有者等が、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に、その被災家屋に代わる家屋（代替家屋）を取得した場合、当該代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の税額が、被災家屋と代替家屋の床面積のうち少ない方を上限として、取得後4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1減額されます。（原子力災害による居住困難区域内の家屋の代替として、新たに取得した場合も同様の軽減が受けられます。）

○ 令和元年台風第19号による被災代替家屋に係る固定資産税の減額

災害により、「半壊」以上の認定を受けた家屋（被災家屋）の所有者等が、被災区域内において、災害発生日から令和6年3月31日までの間に、その被災家屋に代わる家屋（代替家屋）を取得した場合、当該代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の税額が、被災家屋と代替家屋の床面積のうち少ない方を上限として、取得後4年度分に限り2分の1減額されます。

6 償却資産に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。価格は、それぞれ一品ずつ計算し、評価額の合計額を課税標準として、100分の1.4の税率を乗じて税額を算出します。

償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法を用い、取得価額は原則として国税の取り扱い方法と同様とし、減価率は財務省令による耐用年数に応じた減価率を用います。

※ 賃借人（テナント）が施工した内装等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの費用で内装や電気・ガスその他の設備を施工されている場合、平成19年1月1日以降に取得したそれらの資産については、テナントの方の償却資産として申告していただくことになります。

(2) 税負担の主な特例措置

○ 東日本大震災による被災代替償却資産に係る固定資産税の特例

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得又は改良した場合、取得後4年度分の固定資産税の課税標準額が2分の1の額となります。（原子力災害による居住困難区域内の償却資産の代替として新たに取得した場合も同様の軽減が受けられます。）

○ 令和元年台風第19号による被災代替償却資産に係る固定資産税の特例

災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、被災区域内において、災害発生日から令和6年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得又は改良した場合、取得後4年度分の固定資産税の課税標準額が2分の1の額となります。

都市計画税

〔課税の根拠となる法令〕 地方税法第702条、市税条例第174条

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

1 課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

2 都市計画税を納める人（納税義務者）

1月1日「賦課期日」現在の、土地または家屋の所有者です。

3 税額の計算方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (100分の0.2)}$$

4 課税標準額

土地・家屋

原則として価格が課税標準額となります。土地については、住宅用地の課税標準の特例や負担調整措置によって価格よりも低く算定される場合があります。

5 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかかりません。（P25(2)参照）

6 納付の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。（地方税法第702条の8第1項）

固定資産税



年の途中で土地の売買があった場合

Q 私は、令和4年11月に自己所有地を売却し、令和5年3月には買主への所有権移転登記を済ませました。令和5年度の固定資産税はだれに課税されますか。

A 令和5年度の固定資産税はあなたに課税されます。土地については賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

なお、売主と買主の間で固定資産税を月割按分して負担する場合の始期（たとえば、1月1日または4月1日）については、固定資産税は年税であるため特に定められているものではありません。（家屋の売買があった場合も同様の取扱となります。）

固定資産税



家屋を取り壊した場合の手続きは？

Q 家屋を取り壊しましたが、手続きはどのようにすればよいのですか。

A 家屋を取り壊したら、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。したがって取り壊した年は課税になります。届出の用紙は、資産税課にあります。届出の記入事項は、壊した家屋の所有者、所在地、種類、床面積、滅失年月日などです。

固定資産税（家屋）が急に高くなったのですが

Q 私は、令和元年9月に住宅を新築しましたが、令和5年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 新築の住宅に対しては、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。したがって、あなたの場合は、令和2・3・4年度分については税額が2分の1に減額されていたわけです。

また、3階建以上の中高層耐火住宅等については、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。

したがって、減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

固定資産税（土地）が急に高くなったのですが

Q 私は、昨年（令和4年10月）に住宅を壊しましたが、土地については、今年（令和5年度分）から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されます。しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると本特例の適用から外れることになるためです。

償却資産とは？

Q 固定資産税の課税対象となるものは、土地や家屋のほか償却資産があると聞きましたが、具体的にはどのようなものでしょうか。

A 会社や個人で工場や商店（賃貸用のアパートや駐車場などを含む）などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品等の有形固定資産を償却資産といいます。

その内容を例示しますと、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、工具、器具、備品などの事業用資産です。

このような事業用資産をお持ちの方は、その資産の所在する市町村に、毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）を1月31日までに申告していただくことになっています。

なお、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満である場合には、固定資産税は課税されません（免税点制度）。

軽自動車税

〔課税の根拠となる法令〕 地方税法第443条、市税条例第108条

◎環境性能割

税制改正により、令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が創設されました。軽自動車税の環境性能割は市税となりますが、当分の間、茨城県が賦課徴収を行います。

1 環境性能割を収める人

新車・中古車問わず取得価格が50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両を取得した方に課税されます。

2 税率（適用期間：令和5年12月31日まで）

【乗用車の税率】

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車		
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

※ 「電気自動車等」とは電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合車または平成21年度排出ガス基準10%低減達成車）のことです（以下同じ）。

※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車または平成17年度排出ガス規制からNOx75%低減達成車（以下同じ）

【貨物車の税率】

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ平成27年度燃費基準+25%達成車		
★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

3 納税

環境性能割の賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うこととなっています（地方税法附則第29条の9）。

◎種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対して課税される税金です。

1 種別割を納める人

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方です。したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に廃車してもその年度分の種別割を納めることになります。

なお、割賦販売などで所有権が留保されている場合は、買主（使用者）に課税されます。

2 税率

(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク等

車 種		税 額
原動機付 自転車	特定小型（0.6kw以下）※	2,000円
	50cc以下（0.6kw以下）	2,000円
	50ccを超え90cc以下（0.6kw超～0.8kw以下）	2,000円
	90ccを超え125cc以下（0.8kw超～1kw以下）	2,400円
	ミニカー（0.25kw超～0.6kw以下）	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の軽自動車(250cc以下のバイク)、トレーラー等		3,600円
二輪の小型自動車(250ccより大きいバイク)		6,000円

※当該税率は令和6年度以降に適用されます。

(2) 三輪以上の軽自動車

車種及び車検証の初度検査年月（最初に新車にて登録された年月）により、税率が異なります。

車種			税 額	①旧税額 (平成27年3月31日 までの登録車)	②新税額 (平成27年4月1日 以降の登録車)	③割増税額 登録後13年超（経年 重課）
三輪のもの				3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗 用	営業用		5,500円	6,900円	8,200円
		自家用		7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用		3,000円	3,800円	4,500円
		自家用		4,000円	5,000円	6,000円

①平成27年3月31日以前に新車にて登録された車両は旧税額になります。

②平成27年4月1日以降に新車にて登録された車両については新税額になります。

③平成28年4月1日以降の賦課期日（毎年4月1日）現在で、新車登録された月から数えて13年以上経過した車両については割増税額となります。令和5年度に割増税額が適用される軽自動車は、平成22年3月31日以前に新車にて登録された車両となります。

(3) グリーン化特例（軽課）について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新車新規登録した三輪以上の軽自動車環境負荷の小さい車両は、新車新規登録の翌年度に限り税額が軽減されます。

軽減内容		概ね75%		概ね50%		概ね25%	
対象車		電気自動車・天然ガス車 (平成21年排ガス規制NOx 10%以上低減又は平成30年 排ガス規制適合)		ガソリン車（ハイブリッド車を含む） 平成17年排ガス規制75%低減「★★★★」 又は平成30年排ガス規制50%低減			
				貨物	乗用	貨物	乗用
四輪	営業用	1,000円	1,800円	—	3,500円	—	5,200円
	自家用	1,300円	2,700円	—	—	—	—
三輪		1,000円		—	2,000円 ※営業用のみ	—	3,000円 ※営業用のみ

3 申告

軽自動車等の取得や申告事項に変更があった場合は15日以内に、軽自動車等を廃車、譲渡した場合は30日以内に申告をしてください。

- (1) 原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車は、市民税課で申告してください。

事由		お持ちいただくもの	申告書の種類
販売店から購入したとき		・届出者の本人確認書類と販売証明書	新規申告書
譲り受けたとき	廃車済のとき	・届出者の本人確認書類 ・廃車申告受付書と譲渡証明書	
	未廃車のとき	水戸市のナンバープレートがついているとき ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書と譲渡証明書 他市町村のナンバープレートがついているとき ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書とナンバープレート ・譲渡証明書	
他市町村から転入したとき		・届出者の本人確認書類 ・廃車申告受付書 又はナンバープレートと標識交付証明書	廃車申告書
他市町村へ転出するとき		・届出者の本人確認書類 ・ナンバープレートと標識交付証明書	
廃車するとき		・届出者の本人確認書類 ・ナンバープレートと標識交付証明書	

- (2) 上記以外の軽自動車等は、下記に問い合わせる手続きをしてください。

車種	問い合わせ先
二輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下）	関東運輸局茨城運輸支局 TEL 050-5540-2017 (水戸市住吉町353)
二輪の小型自動車（250ccを超える）	
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所 TEL 050-3816-3105 (水戸市酒門町4400)

※ 申告や手続きを代行者に依頼したときは、手続きが完了したかどうか確認してください。

4 納税

軽自動車税の納税通知書は、毎年5月6日頃に市役所から送付されますので5月末までに納めてください。(地方税法第463条の17, 市税条例第119条第2項)

5 オリジナルナンバープレートについて

市のイメージアップを図るため、わらつと納豆をイメージした形状にマスコットキャラクター「みとちゃん」や水戸芸術館などをデザインした、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを交付しています。



新規登録だけでなく、既存ナンバープレートからも無料で交換できます。(手続等は市民税課までお問い合わせください。また、自賠責保険の変更手続きが必要となる場合がありますので、加入している保険会社で確認してください。)

軽自動車税



バイクが盗難にあったときは？

Q バイクが盗難にあい、ナンバープレートもありません。どうしたらよいですか？

A まず、最寄の警察署か交番に盗難届けを出してください。その際「届出警察署または交番名」「届出日」「受理番号」を控えてきてください。その後、市役所市民税課で廃車の手続きをしてください。手続きをしないとあなたにいつまでも軽自動車税が課税されることになります。

廃車をしたのに軽自動車税の税金が？

Q 3月に軽自動車の廃車を業者に依頼しました。ところが、5月に軽自動車税の納税通知書がきました。廃車手続きが済んでいないのでしょうか。

A 軽自動車の廃車手続きは軽自動車検査協会で行います。4月1日までに手続きが済んでいれば、今年度の軽自動車税は課税されません。しかし、手続きが4月2日以降になると今年度も課税されることになりますので、手続きを依頼した業者にいつ手続きが済んだか確認してください。

軽自動車税



年度の途中で軽自動車を廃車にしたら？

Q 6月に軽自動車を廃車にしました。軽自動車税はすでに納付していますが、税金は戻ってきますか？

A 軽自動車税には月割課税の制度はありませんので、税金の還付は受けられません。

転入したときのバイクの手続きは？

Q 私は6月に土浦市から水戸市へ転入しました。土浦市で乗っていた50ccのバイクを引き続き乗りたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A 土浦市で、すでに廃車手続きが済んでいる場合は、その廃車申告受付書を持って水戸市の市民税課で新たにナンバープレートの交付を受けてください。まだ廃車手続きをしていない場合は、バイクに付いている土浦市のナンバープレートとその標識交付証明書を持って水戸市の市民税課で水戸市のナンバープレートの交付を受けてください。

バイクの所有者が死亡したときは？

Q バイクの所有者が亡くなりましたが、引き続きバイクは家族が使用しています。何か手続きは必要ですか？

A 所有者の名義をバイクを使用する家族の方に変更してください。なお、バイクを使用しなくなったときは速やかに廃車の手続きをしてください。

バイクの名義を変更するのに必要な書類は？

Q 友人から50ccのバイクを譲り受けました。名義変更の手続きに必要な書類は何ですか？

A 変更前の所有者から新しい所有者への譲渡証明書、現在付いているナンバープレートの標識交付証明書が必要になります。また、ナンバープレートを新しいものに変える場合は、現在バイクに付いているナンバープレートをお持ちください。



市たばこ税

(課税の根拠となる法令) 地方税法第465条第1項及び2項、
市税条例第128条

1 市たばこ税を納める人

市内のたばこ小売店にたばこを売り渡す製造たばこの製造者（日本たばこ産業（株）など）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者です。

2 税率と税額の計算方法

税率は、令和3年10月1日以降は1,000本につき6,552円です。

$$\text{税額} = \text{売渡本数} \times \text{税率}$$

※ 平成30年度の税制改正により、平成30年10月1日から令和3年10月1日にかけて、段階的に税率が引き上げられます。

平成30年9月30日まで	平成30年10月1日～ 令和2年9月30日	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	令和3年10月1日以降
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

3 申告と納税

市たばこ税を納める者が、前月中の売り渡し本数、税額などを翌月末日までに申告し納めることとなっています。（地方税法第473条、市税条例第135条）

標準小売価格580円（20本入）のたばこに含まれる税金の額

市たばこ税	131.04円	22.6%
県たばこ税	21.4円	3.7%
国たばこ税	136.04円	23.5%
国たばこ特別税	16.40円	2.8%
消費税	52.72円	9.1%
計	357.6円	61.7%



たばこは市内で買いましょう

市内においては、人口減少や高齢化などにより歳入の大幅増収が見込めない一方で、地域社会の維持・活性化、防災・減災対策の推進、社会保障関係費の増加などによる歳出が増加するなど、極めて厳しい地方財政状況にあり、市たばこ税は毎年18億～19億円程度、市税収入の約5%を占める安定的で貴重な財源として、福祉や教育、産業振興など様々な行政サービスの財源として活用されています。

たばこは市内で購入していただきますよう、ご協力お願いします。

◎たばこの吸いすぎや喫煙マナーにはご注意ください。



みとちゃん

入湯税

〔課税の根拠となる法令〕 地方税法第701条，市税条例第166条

入湯税は，環境衛生施設，鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用にあてるための目的税です。

1 入湯税を納める人

鉱泉浴場を利用する入湯客

2 税率

入湯客一人一日について150円

3 課税されない人

- ① 年齢12歳未満の人
- ② 共同浴場（※1）又は一般公衆浴場（銭湯）（※2）に入湯する人
- ③ 日帰り客の利用に供されるその他の浴場で，その入湯料金が1,000円以下のものに入湯する人

※1 共同浴場

温泉地に存在する，地元の人々が管理する温泉を利用した浴場。

※2 一般公衆浴場（銭湯）

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設。

4 申告と納税

鉱泉浴場を経営されている方が特別徴収義務者として，特別徴収の方法により，入湯客から入湯税を徴収し，毎月15日までに，前月分の入湯客数，税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに，その申告した税額を納入していただくことになっています。

市税等の納付

1 市税等の納期限

市税等の納期限は次のとおりです。また、納期限が休日、祝日にあつた場合は翌営業日が納期限となります。

税目	月	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月25日	1月末	2月末	3月末
市 県 民 税 (普通徴収)				1期		2期		3期			4期		
固定資産税・ 都市計画税		1期			2期		3期			4期			
軽自動車税 (種別割)			全期										
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
市 県 民 税 (特別徴収)		徴収した月の翌月10日											
法 人 市 民 税		・中間(予定)申告分……事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 ・確定申告分……事業年度終了の日の翌日から2か月以内											
市 た ば こ 税		売り渡した月の翌月末日											
入 湯 税		徴収した月の翌月15日											

2 市税等を納める方法

(1) 納付書によって納める場合

- ① 収税課、会計課、赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所
- ② 市民センターの一部
 緑岡、吉田、酒門、上大野、渡里、柳河、飯富、国田
 (水・金の8:30~14:00に限り、山根、大場、稲荷第二、下大野でも取扱います。)
- ③ 指定金融機関、収納代理金融機関 ※金融機関名は納付書に記載(一部を除く。)
- ④ ゆうちょ銀行及び郵便局(納期限内に限りです。)
- ⑤ コンビニエンスストア(納期限内で1件30万円以下に限りです。)*取扱店は納付書に記載
- ⑥ QRコードによる納付

上記の納付方法のほか、納付書にQRコードが印字されている場合は、次の方法でも納付が可能です。

- ・全国の対応する金融機関窓口
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・地方税お支払サイト(クレジットカード等)

*スマートフォン決済アプリ及び地方税お支払サイトの詳細は41ページを御覧ください。

(2) 口座振替によって納める場合

口座振替とは、あらかじめ、あなた（納税義務者）の指定した預貯金口座から自動的に市税等を振り替えて納めていただく方法です。一度手続きをしますと翌年度以降も継続されますが、次の場合は再度申込みが必要です。

- 固定資産税・都市計画税…資産の所有者等が変わった場合（相続・贈与・持ち分の変更など）
- 国民健康保険税……………世帯主が変わった場合
- 軽自動車税（種別割） ……納税義務者（納付書に名前のある方＝所有者又は使用者）が変わった場合

口座振替のできる市税	市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税
申し込みのできる金融機関	指定金融機関、収納代理金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局
振替方法	期別ごとの振替、全期分の一括振替
振替日	納期限の日（全期分の一括振替は第1期の納期限の日）
領収済通知書	発行しません（軽自動車税分のみ6月下旬に送付）

① 申し込み方法

・金融機関での申込み

預金通帳、届出印、納税通知書をお持ちのうえ、金融機関窓口でお申込みください。

申込書は水戸市内の金融機関窓口にご用意しております。市外の金融機関をご利用になる場合は申込書を郵送しますので、お手数ですが、収税課までご連絡ください。

・市役所での申込み

キャッシュカード（家族カード、法人カード等を除く）、納税通知書をお持ちのうえ、水戸市役所収税課の窓口でお申込みください。

市役所での申込みの場合、対象金融機関は次のとおりです。

対象金融機関：常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・水戸農業協同組合
ゆうちょ銀行

② 振替の開始

口座振替の開始日（期別）は、後日ハガキでお知らせいたします。

3 市税等を納め過ぎたとき

何らかの理由で、市税等を納め過ぎてしまったときは、収税課で確認のうえ通知し、納め過ぎた税額をお返しします。

なお、お返しするまでには、納め過ぎを確認するなど日数がかかりますのでご了承ください。

4 納付が困難なとき

税金は、納期限内に納めなければなりません。納税者に特別の事情がある場合には、次のような措置があります。

(1) 減免

- ① 地震、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた場合
- ② 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合
- ③ 障害者又はその家族が障害者のために使用する場合（軽自動車税（種別割））
- ④ 公益のため使用する場合（固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））
- ⑤ その他の特別の事情がある場合、公益上の必要があると認められる者等、申請に基づいて市長が認めたとき。

※ 減免の申請は納期限までとなります。

(2) 納税の猶予（納期の延長）

これらに該当する事実により、一時に納付することができない場合には、申請に基づいて1年以内に限り徴収を猶予し、納める税額を分割して納めることができます。

- ① 納税者の財産が災害や盗難にあったとき。
- ② 納税者又は納税者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- ③ 事業を廃止、又は休止したとき。
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき。

5 市税等を滞納すると

定められた納期限内までに納付がないと滞納となり、督促状により納税を促すこととなります。（地方税法第329条、335条、371条、463条の25、485条、702条の8、726条）

滞納状態が続くと差押等の滞納処分を受けることとなります。また、納付の際には延滞金を併せて納付しなければなりません。

(1) 延滞金

納期限までに納付がない場合、税額に対し納期限の翌日から年8.7%（納期限の翌日から1か月を経過するまでは、年2.4%）の割合で延滞金を納付しなければなりません。（現行の延滞金の割合は、令和5年1月1日から適用で、毎年1月1日に見直しがあります。）

(2) 滞納処分（差押等）

滞納になると文書や電話等により納税催告を行うこととなります。催告後一定期間を経過しても、納付意思を示さない方に対しては、税負担の公平、公正を確保するために財産を「差押」することとなります。「差押」になると、差押財産に法律上又は事実上の処分禁止や、取引銀行等からの融資などに制限を受けることがあります。更には、差押財産を公売し、その売却代金を滞納額に充当することとなります。（地方税法第331条、335条、373条、463条の27、485条の3、702条の8、728条）



税金に関する用語の解説



よく使われる「税に関する用語」の意味について、いくつかをご紹介します。

〔地方税〕

道府県税や市町村税を言います。

〔普通徴収〕

市民税・県民税を納税通知書によって納付（口座振替を含む）することを言います。

〔特別徴収〕

市民税・県民税を勤務先の給与や公的年金から差し引いて納付することを言います。

〔特別徴収義務者〕

地方税を給与などから差し引いて納入する義務を負う事業者（給与や公的年金の支払者）を言います。

〔賦課徴収方式〕

個人の住民税や固定資産税などのように、国や地方団体が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することを言います。

〔申告納付方式〕

法人市民税やたばこ税のように、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、税金を納付することを言います。

〔納税通知書〕

賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合の措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で地方団体が作成するものを言います。



税金に関する用語の解説



よく使われる「税に関する用語」の意味について、いくつかをご紹介します。

〔地方税〕

道府県税や市町村税を言います。

〔普通徴収〕

市民税・県民税を納税通知書によって納付（口座振替を含む）することを言います。

〔特別徴収〕

市民税・県民税を勤務先の給与や公的年金から差し引いて納付することを言います。

〔特別徴収義務者〕

地方税を給与などから差し引いて納入する義務を負う事業者（給与や公的年金の支払者）を言います。

〔賦課徴収方式〕

個人の住民税や固定資産税などのように、国や地方団体が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することを言います。

〔申告納付方式〕

法人市民税やたばこ税のように、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、税金を納付することを言います。

〔納税通知書〕

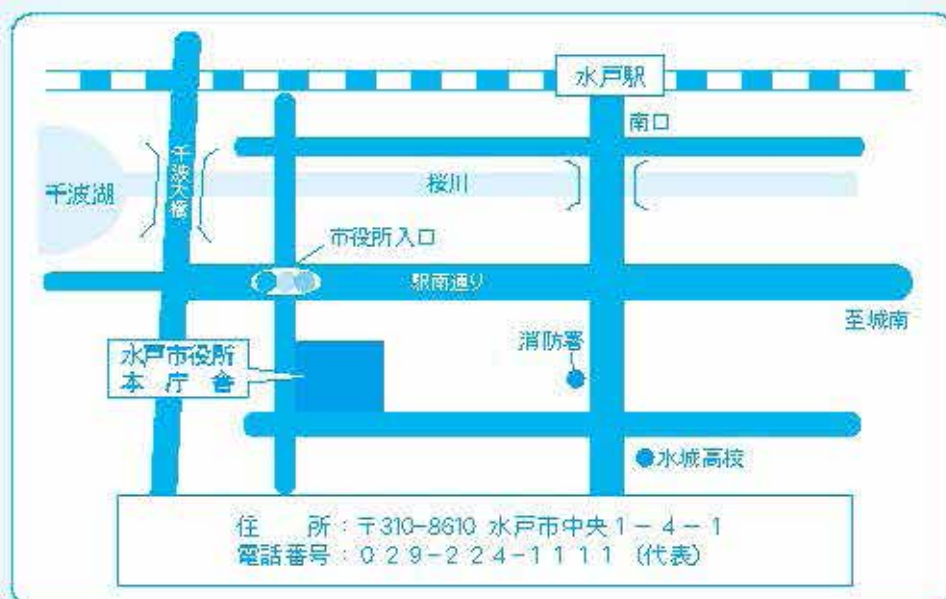
賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合の措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で地方団体が作成するものを言います。

市税についてのお問い合わせ先



市役所の代表番号は、☎029-224-1111です。

お問い合わせ内容	担 当 課	担 当 係	内 線
個人市県民税（普通徴収）	市民税課	市民税第1係	1591 1592 1593 1594
個人市県民税（特別徴収）		市民税第2係	1611 1612 1613 1614
法人市民税		諸 税 係	1581
軽自動車税			
市たばこ税			
入湯税			
市県民税課税照明, 所得証明			
土地に係る固定資産税, 都市計画税	資産税課	土地評価係	1631 1632
家屋に係る固定資産税, 都市計画税		土地調査係	1641 1642
		家屋第1, 第2係	1651 1652 1661 1662
償却資産に係る固定資産税		償却資産係	1671 1672
固定資産税に関する証明 固定資産課税台帳の閲覧		資 産 税 係	1624 1625
納税相談（市税, 国民健康保険税） 徴収猶予, 滞納整理, 差押, 公売	収 税 課	整理第1係	1721 1722 1723
		整理第2係	1731 1732 1733
		整理第3係	1741 1742 1743 1761
		整理第4係	1751 1752 1753
市税の納税証明, 口座振替, 還付		管 理 係	1714 1715 1716
国民健康保険の加入, 脱退, 国民健康保険税	国保年金課	国 保 税 係	2791 2792 2793 2794



令和5年度

市税のしおり



発行：令和5年8月

編集：水戸市財務部 税務事務所
市民税課, 資産税課, 収税課



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

MITO CITY